

災害援護資金の貸付のお知らせ

1. 対象となる世帯

世帯主が「平成29年台風第18号」災害でおおむね1か月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯、または住居の損害(全壊、半壊)、家財の損害等を受けた世帯の世帯主に対して貸付を行います。貸付の対象となる方は、被害を受けた方で次の要件を満たす世帯の世帯主の方です。(世帯人数により、所得制限があります。)※申請の際に連帯保証人の設定が必要です。

2. 貸付限度額

【貸付限度額】

(1) 世帯主におおむね1か月以上の療養期間が必要な負傷があった場合

被害の種類や程度	限度額
ア. 家財及び住居の損害がない場合	150万円
イ. 住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	250万円
ウ. 住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
エ. 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主が負傷していない場合

被害の種類や程度	限度額
ア. 住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	150万円
イ. 住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
ウ. 住居が全壊した場合(下記エ.の場合を除く。)	250万円 (350万円)
エ. 住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

※上記の()内の限度額は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合の金額になります。

3. 償還期間

10年(据置期間の3年間を含む)

4. 償還方法

(元利均等償還) 年賦 (繰上げ償還可)

5. 申請手続

① 申請に必要なもの

- ・ 借入申込書(窓口に用意しています。) ・ 印鑑(シャチハタは、不可)
- ・ 災害証明書(原本) ・ 住民票、所得・納税証明書(同意書を提出した場合は、不用)
- ・ 印鑑証明書
- ・ 世帯主名義の通帳の写し(銀行・支店名またはゆうちょ銀行「記号・番号」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの)

※世帯主に負傷があった場合は、診断書が必要になる場合があります。

② 申請期間 平成29年12月28日(木)まで

③ 受付時間 午前8:30から午後5:00まで

④ 受付窓口 市役所大会議室 ※日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所でも、受け付けます。

問い合わせ先 災害援護資金事業 専用ダイヤル TEL82-8018